

## 学 則

1 事業者の名称及び所在地	社会医療法人社団 三思会 〒243-8571 神奈川県厚木市船子 232 番地
2 研修事業の名称	あつぎ介護職員研修センター・介護職員初任者研修(通学)
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修 (通学・通信)
4 開講の目的	社会の高齢化、医療・介護の情勢の変化に伴う介護職員の需要を受け、地域の介護を必要とする高齢者や障害を持つ人々が安心してより良い自立生活ができるように援助する介護職員および将来介護福祉士としての専門的教育を希望するものの養成を目的とする
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者：志智 永 研修コーディネーター：前田 玲 研修担当部署：あつぎ介護職員研修センター 研修担当者：研修責任者と同じ 連絡先：046-227-1188 <a href="mailto:roken@tomei.or.jp">roken@tomei.or.jp</a>
6 受講対象者及び定員	定員：15名 1. 介護に興味・関心のある方 2. 介護の仕事に取り組みたい方 3. 資格取得を目指している方
7 募集方法（募集開始時期・受講決定方法を含む） 受講手続及び本人確認方法	1. 開講2ヶ月前から法人ホームページ上で受講生募集をする 2. 受講申請書を期日までに提出： 必ず写真貼付の上、記載事項、誓約文にもれのないこと 3. 先着順に受講受付 4. 受講決定後、本人確認のため免許証、又は保険証等のコピーの提出をしていただきます
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	59,950円 (内訳)・受講料 49,800円 ・テキスト代 8,250円 ・教材費 1,900円 *通学にかかる費用は自己負担となります
9 研修カリキュラム	介護職員初任者研修：別添様式3-1又は4-1のとおり

<p>10 通信形式の場合 その実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・添削指導及び面接指導の実施方法</li> <li>・評価方法及び認定基準</li> <li>・自宅学習中の質疑等への対応方法</li> </ul>	<p>通信制度なし</p>
<p>11 研修会場 (名称及び所在地)</p>	<p>厚木市船子 322 番地 1 号 あつぎ介護職員研修センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さつきの里あつぎ 会議室 (さつきの里あつぎ)</li> <li>・さつきの里あつぎ 2F 一般浴室</li> </ul>
<p>12 使用テキスト (副教材も含む)</p>	<p>日本医療企画『介護職員初任者研修課程テキスト』6冊セット 介護技術の本</p>
<p>13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)</p>	<p>1. 技術演習における習得度評価</p> <p>「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目について各演習時間内で技術習得度評価を行う。チェックリストにより A～D の区分で評価を行いすべて C 以上で合格とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</li> <li>⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</li> <li>⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</li> <li>⑨入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</li> <li>⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</li> <li>⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</li> <li>⑭総合生活支援技術に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</li> </ul> <p>(評価区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A：基本的な介護(介助)ができている</li> <li>B：基本的な介護(介助)が概ねできている</li> <li>C：指導すればできている</li> <li>D：できない</li> </ul> <p>2. 講義における知識習得度評価</p> <p>全科目の修了時に 1 時間程度の筆記試験による修了評価を実施する 次の評価基準によりすべて C 以上で合格とする</p> <p>A：90 点以上 B：80～89 点 C：70～79 点 D：70 点未満</p> <p>3. 修了認定</p> <p>全日程に出席し、全科目を受講したうえ上記 1、2 の評価が認定基準を超えている受講者に対し、修了証明書を発行する</p>

	<p>4. 修了評価試験での基準以下の時の取り扱い  担当講師等による補講の上、再試験を実施する  補講 1項目(演習) 2,000円 再試験 2,000円</p>
<p>14 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む)  補講の取り扱い  (実施方法及び費用等)</p>	<p>1. 講義開始及び終了から、5分以上の遅刻・早退は欠席とする  2. 研修の一部を欠席したもので、やむをえない理由があると認められたものについては補講を行う  補講授業を希望する者は『補講授業願い』と1項目2,000円の補講授業料を添え、申請すること</p>
<p>15 科目免除の取り扱いとその手続き方法</p>	<p>「介護に関する入門的研修」修了者については、以下の科目を免除する。  受講料については、8,000円の減額とする。  (基礎・入門講座修了者)</p> <p>3 介護の基本  ①介護職の役割、専門性と多職種連携  ②介護職の職業倫理  ③介護における安全の確保とリスクマネジメント  ④介護職の安全</p> <p>6 老化の理解  ①老化に伴うこころとからだの変化と日常  ②高齢者と健康</p> <p>7 認知症の理解  ①認知症を取り巻く状況  ②医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理  ③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活  ④家族への支援</p> <p>8 障害の理解  ①障害の基礎的理解  ②障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的理解  ③家族の心理、かかわり支援の理解</p>
<p>16 解約条件及び返金の有無</p>	<p>以下の項目に抵触するものは受講を取り消すことがある</p> <p>1. 受講相談、受講申し込み、受講中などにおいて受講適否に関する虚偽の回答をしたとき、もしくは回答拒否したとき  2. 本研修あるいは法人の名誉を毀損し、または秩序を乱したとき  3. 故意に法人の施設設備、あるいは本研修先の施設・設備等を毀損したとき  4. 受講証を他人に貸与し、貸与を受けたものが本研修を受講したとき</p>

	<p>5. 講義の進行を妨げるなど、他の受講生の迷惑になる行為を行い、講師・職員の指示に従わず、改善が見られないと法人が判断したとき</p> <p>6. 受講中にけが、疾病などにより法人の定める講習期間内に修了できないとき</p> <p>7. やむを得ず法人の定める研修期間内に修了できないとき</p> <p>8. 受講申し込み後、通常の介護業務に支障をきたすと認められる心身の疾患が判明したとき</p> <p>10. 本規定に定める診断書の提出に応じなかったときあるいはその他処分を相当とする行為があり、法人がそれを決定したとき なお、上記理由により除籍になった場合は一切の保証・返金を行わないものとする。また、感染症などの疾病を有する場合、身体状況と照らし合わせて受講継続が困難と判断された場合、その判断のために診断書の提出を求める場合がある</p> <p>11. 本研修の応募者が5人に満たない時は研修を開催しない場合があるその際に入金された費用はすべて返金される</p>
<p>17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)</p>	<p>開示情報は以下のホームページで確認することができる <a href="https://www.tomei.or.jp/kaigokenshu/">https://www.tomei.or.jp/kaigokenshu/</a></p> <p>(1) 研修機関情報： ・法人情報～法人格、法人名、住所、代表者名、法人事業概要、併設の介護保険事業所や介護施設の事業概要 ・研修機関情報～事業所の名称、住所、理念、学則、研修施設と設備</p> <p>(2) 研修事業情報：募集対象、研修スケジュール、定員、募集から受講までの流れ、費用、留意点、研修カリキュラム、担当講師名、修了評価の方法、過去実績</p> <p>(3) 講師情報：講師名、講師略歴、現職、資格</p> <p>(4) 連絡先等：申し込み、資料請求先、苦情連絡先等</p>
<p>18 受講者の個人情報の取り扱い</p>	<p>介護職員初任者研修における個人情報の取り扱いは、原則、社会医療法人社団 三思会「個人情報保護規定」に順ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人は事業実施により知り得た受講者等の個人情報を第三者に漏洩または不当な目的で使用しない</li> <li>・受講生が受講中に知り得た情報を他者に漏洩または不当な目的で使用しない</li> <li>・なお、修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により県に提出する</li> </ul>
<p>19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い</p>	<p>修了証明書紛失時は修了者本人が『再発行申請書』を提出し、再発行することができる</p>

	代理申請はいかなる理由であっても認めない 手数料： 1通 1,000円
20 その他研修実施に係る 留意事項	この学則に必要な細則ならびにこの学則に定めのない事項で必要があると認めた場合は法人がこれを定める

(付 則)

この学則は平成 27 年 11 月 30 日より施行する。

- 平成 29 年 4 月 1 日 8 受講料、テキスト代その他必要な費用 変更  
13 研修修了の認定方法 4. 変更
- 令和 2 年 6 月 1 日 8 受講料、テキスト代その他必要な費用 変更
- 令和 2 年 11 月 1 日 15 科目免除の取り扱いとその手続き方法 変更
- 令和 5 年 6 月 1 日 5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名、  
研修担当部署、研修担当者及び連絡先 変更  
6 受講対象者及び定員 変更  
7 募集方法、受講手続及び本人確認方法 変更  
17 情報開示の方法(ホームページアドレス等) 変更